

広島県告示第六百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七條の五第一項及び第六百六十七條の十一第二項の規定によつて、令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に県が行う物品及び役務（建設工事、土木建築工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）を調達するための一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 入札参加資格審査の申請を行うことができない者
次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請を行うことができない。
 - 1 政令第六百六十七條の四第一項及び第二項の規定に該当する者
 - 2 営業に必要な許可、認可などを受けていない者
 - 3 競争入札参加資格審査申請書を提出するときに広島県税、特別法人事業税及び地方方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- 二 入札参加資格の申請手続
入札参加資格を取得しようとする者は、県が指定する様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。なお、次の2、3、6及び7に掲げる書類にあつては、申請書を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものとする。
 - 1 決算書（申請日において決算が確定している直前事業年度のもの）
 - 2 納税証明書（広島県税、特別法人事業税及び地方方法人特別税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書）（写し可）
 - 3 登記事項証明書（写し可）（申請者が法人である場合のみ必要）
 - 4 契約種目に関連する許可等を取得している場合は、その許可証等の写し
 - 5 障害者雇用状況確認書類の写し（広島県内に主たる営業所がある者のうち、障害者雇用義務がある者で障害者の雇用割合が二・三パーセント以上ある場合又は障害者雇用義務のない者で一名以上障害者を雇用している場合）
 - 6 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し（広島県内に主たる営業所がある者のうち、県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合のみ）
 - 7 広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し（広島県内に主たる営業所がある者のうち、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合のみ）
 - 8 委任状（契約等に関する権限を支店長及び営業所長などに委任する場合に限り必要）
 - 9 申請に係る誓約書

- 10 返信用封筒（定形封筒に返信先宛名を明記し、八十四円切手を貼ったもの）
- 三 申請書等の作成に用いる言語
申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。
なお、その他の書類で外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載すること。
- 四 申請書の提出先及び提出方法
 - 1 持参する場合
広島県庁舎南館一階総務事務課（広島市中区基町一〇番五二号）
 - 2 郵送する場合
〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号 広島県会計管理部総務事務課
 - 3 電子申請する場合
「広島県・市町電子申請システム」 (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/9/ernet.html>) を利用して、申請者のパソコンからインターネットを通じて申請内容を送る。
 - 五 申請書の提出期間
申請書の提出期間は次のとおりとする。ただし、広島県の休日定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。
 - 1 定例受付 令和三年八月二日（月）から令和三年八月三十一日（火）までとする。
 - 2 随時受付 令和三年十二月十六日（木）から令和六年十一月十五日（金）までとする。
 - 六 審査結果の通知
入札参加資格申請の審査結果は、申請者に文書で通知する。
 - 七 入札参加資格の有効期間
 - 1 定例受付の期間に受理した申請 令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日までとする。
 - 2 随時受付の期間に受理した申請 申請を受理した日の次の十六日の属する月の翌月の一日から令和六年十二月三十一日までとする。
 - 八 入札参加資格の取消し
入札参加資格の認定後、入札参加資格の条件を満たさなくなった場合又は申請書に重要な事項について虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。
 - 九 特定調達契約に係る競争入札参加資格の特例
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三

百七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)に係る競争入札に参加を希望する者については、前記五及び七で定めるところにかかわらず、それぞれの特定調達契約に係る競争入札の公告に定める期間に申請書の提出を受け付ける。この場合の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の認定日から令和六年十二月三十一日までとする。ただし、申請を受理した日が十六日より前の日であるときは、認定日から申請を受理した日の十六日の属する月の末日までの間は、特定調達契約に係る競争入札に限り参加できるものとし、申請を受理した日が十六日以後の日であるときは、認定日から申請を受理した日の次の十六日の属する月の末日までの間は、特定調達契約に係る競争入札に限り参加できるものとする。

十一 申請書の配布場所及び配布方法

- 1 広島県会計管理部総務事務課で申請書及び申請の手引を配布する。
- 2 広島県のホームページ(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>)からダウンロードすることもできる(トップページ↓こと・産業↓入札・契約↓入札契約情報↓入札・契約等調達関係の情報↓入札参加資格↓令和四〜六年物品・委託役務入札参加資格申請の受付)。
- 3 郵送により申請書等入手したい場合は、返信用の封筒(角型二号〔長さ三十三センチメートル、幅二十四センチメートル〕の封筒に返信先の宛名を明記し、二百五十円の切手を貼ったもの)を同封して、前記1の配布場所に請求すること。

十二 随意契約の取扱い

県は物品及び役務の発注を随意契約によって行う場合においても、入札参加資格の認定を受けた者の中からその相手方を選定する。

十三 問合せ先

広島県会計管理部総務事務課(電話「〇八二〇五一一三一一五〔ダイヤルイン〕」)